

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

電気の契約切り替えトラブル いつの間にか、電力会社に変更？

電力の小売全面自由化以降（2016年）、これまでの電力会社以外にさまざまな小売り事業者（新電力）から電気の供給を受けることができるようになったことから、電話勧誘による電力切り替えに関するトラブルの相談が寄せられています。

電話を受けた際には、

- ① 事業者名や内容をよく確認し、
- ② 切り替えを検討する意思がなければ、安易に「検針票の記載情報」は伝えず、
- ③ 必要がなければ きっぱり断りましょう。

電話勧誘や自宅への訪問で事業者と契約した場合は、クーリング・オフの対象となり、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフ通知（はがきなど）を作成して、特定記録郵便で発送してください。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆長野中央警察署 244-0110
- ◆長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

消費生活センターが事業者を相手に交渉するには、契約書を見せていただいたり、購入した経緯や事業者とのやり取りをお聞きしたりすることになりますので、契約に関係する書類等は、紛失しないよう十分ご注意ください。